

1976



日医発第 1195 号（情シ）

令和 7 年 10 月 17 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会

会 長 松 本 吉 郎

（公印省略）

MAMIS 運用指針の策定にかかる周知について

平素より本会会務に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

MAMIS に関しては、円滑な運用に向けて各医師会より様々な貴重なご意見ご要望を頂戴しているところです。また、広島県医師会から、7 月 22 日付「MAMIS の利用促進、日本医師会の負担軽減のため、都道府県医師会・郡市区医師会と連携した業務支援策について」の提案要望をいただき、これらの日本医師会の回答として MAMIS 運用方針、利用権限等について示した運用指針を下記の通り策定するにいたしました。

本指針については、令和 7 月 9 月 10 日付日医発第 987 号（情シ）「中国四国医師会連合からの MAMIS に関する要望書に対する回答」の情報提供について」においても、策定する旨案内していたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区等医師会に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続き、MAMIS の安全稼働と更なる改善を図ってまいりますので、ご理解ご支援の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

MAMIS 運用指針（権限・会員管理）バージョン：1.0（初版）

以上

<担当>

日本医師会 情報システム課

会員情報室 MAMIS 担当

MAIL：jmamem@po.med.or.jp

MAMIS 運用指針（権限・会員管理）

発行日：2025 年 10 月 17 日

作成・管理：公益社団法人日本医師会 情報システム課 会員情報室

バージョン：1.0（初版）

本運用指針は、MAMIS を利用する都道府県医師会・市区町村医師会の利用者権限の取扱い方および、入会・異動・退会届等の入力の方法について記載する。

目次

1. はじめに
2. 運用目的
3. 基本運用方針
4. MAMIS 権限に係る基本方針
5. 郡市区等医師会の MAMIS 利用権限について
6. 入会時の日付の考え方
7. 異動届の入力方法に関する運用例
8. 異動届の入力方法に関する運用例及び日付の考え方について
9. 未来日付での退会処理について
10. 環境設定
11. データの取扱い
12. 操作教育・説明会
13. トラブル対応と報告
14. バージョン管理と改訂履歴

付録

1. はじめに

本運用指針は、全国の都道府県医師会ならびに郡市区等医師会（以下、「各医師会」という）で共通利用される医師会会員情報システム（MAMIS：Medical Association Membership Information System）に関し、各医師会が持つ権限を活用し、MAMIS を安定的かつ安全に運用するための基本方針と手順を示すものである。なお、利用する医師会の独自の業務に当てはまらないケースについては、関係する医師会間または医師会と所属会員が勤務する医療機関との協議により、MAMIS の活用方法を定めるものとする。

（１）用語の定義

- ① MAMIS：日本医師会が構築・運用する医師会会員情報システム。MAMIS はクラウド環境上に構築され、Web ブラウザを通じてアクセス可能である。
- ② MAMIS 運営事務局：日本医師会の委託を受け、医師および医師会事務局向けの MAMIS の利用支援を行う部門。情報の発信、入会・異動データ取込み支援、パスワード初期化（任意の値）等を行う。
- ③ コールセンター：MAMIS 運営事務局が管理する MAMIS に関する問合せ、相談窓口。
- ④ MAMIS 事務局権限：各医師会事務局に配布された MAMIS ログインアカウントおよび当該アカウント内で実施できる操作内容の総称。
- ⑤ MAMIS 情報共有サイト：MAMIS に関する情報を掲載し利用者へ発信する WEB サイト。
- ⑥ 代理申請入力：医師本人に成り代わり、MAMIS の登録情報管理、各種申請手続きを行う入力操作の総称。あくまで医師の依頼に基づく行為であるが、死亡時や所在不明などにより、やむを得ず行うケースもある。
MAMIS 操作マニュアル（医師会事務局による代理申請入力）
https://member-sys.info/cms/wp-content/uploads/2024/12/Manual_office_Approval_Ver.1.01.pdf
- ⑦ 非会員：MAMIS を操作する医師会に未加入の医師を指す。なお、他の医師会を含む入会歴があり、退会済みの医師においては、本運用指針上は会員として定義する。

（２）除外事項

本指針は MAMIS における会員管理を想定し記載しており、MAMIS 上に今後拡張が予定されている研修管理機能では、非会員を対象とした制度毎の対応方針が追加されることも予想されるが、会員管理と異なる視点・制度があることから、対象外としている。

（３）前提条件と免責事項

- ① 前提条件
 - ・MAMIS 利用規約を遵守した上で、本運用指針を用いることとする。都道府県医師会または郡市区等医師会が貸与した事務局権限を用いた医師会や会員が所属する施設において、会員情報の漏洩や不適切に使用（以下、「不正行為」という）された場合であっても、当事者間で解決することとする。
 - ・MAMIS に登録されている会員情報は、2024 年 10 月 1 日を基準日に全国の医師会から情報収集し、以下の条件に則り移行している。

- (イ) 上記基準日に、日本医師会に入会中の医師全員を移行。
- (ロ) 上記基準日に、日本医師会未入会であっても、都道府県医師会まで入会中もしくは郡市区等医師会のみ入会中であり、その所属医師会が MAMIS 運営事務局に移行データを提出した医師。
- (ハ) 2025 年 3 月 31 日時点で MAMIS に未登録かつ、2016 年 4 月以降に日本医師会生涯教育・認定産業医・認定健康スポーツ医・日医かかりつけ医機能研修制度に関する研修会の受講履歴を持つ医師。

②免責事項

本会は本指針の使用の有無にかかわらず、以下の行為について生じた損害について、責任を負わないものとする。

- ・利用者権限を不正に貸与する行為およびその不正貸与された利用者権限から生じた損害
- ・医師会間の取り決めにより貸与された利用者権限を用いた不正行為による損害

2. 運用目的

- (1) 各医師会事務局が、所属する医師会員の情報を正確かつ効率的に管理するとともに、入会・異動・退会等各種届出の把握と処理および会員の所属状況を把握し、会員管理業務を行う。
- (2) 会員サービス（証明書発行、研修会受講履歴確認等）を実施するツールとして活用する。
- (3) MAMIS 導入による各種届出を用いた手続きの統一化、および各医師会事務局の運用負荷の軽減と情報連携の円滑化を推進する。

3. 基本運用方針

- (1) MAMIS は、各医師会での役割と責任を明確化し、三層構造に則った会員管理を行う仕組みである。各医師会事務局は MAMIS の標準機能の活用を基本とし、所属会員データの確認・承認・取消（差戻し）・代理申請入力およびデータ出力を行う。
- (2) 必要に応じて医師会間または医師会と会員所属施設間での情報共有ツールとして活用する。
- (3) MAMIS を利用する権限は、各医師会が厳格に管理するものとする。利用者は、セキュリティと法令遵守を最優先し、個人情報の保護を徹底する。
- (4) MAMIS の個人情報は、原則所属会員（退会者を含む）情報（以下「会員情報」という）のみ閲覧可能である。なお、医師本人の申し出により、各種申請状況の確認や研修会受講履歴・認定証の発行依頼等を受領した医師会事務局においては、受領した医籍登録番号等を用いて確認を行うことが可能である。

(5) MAMIS に登録されている履歴情報は、2024 年 10 月 1 日時点の最新の入会日を基に登録を行っている。従って、最新の入会日以前の異動履歴については MAMIS の管理外としている。これら過去情報の追加登録については、本指針制定時点では、三層全ての入会日の情報および会員区分・所属施設情報などを収集することが困難であるため見送りとしている。なお、個別修正・追加等の対応には多額の費用が生じることから原則実施しない方針である。

4. MAMIS 権限に係る基本方針

(1) 日本医師会事務局権限の都道府県医師会への貸与は行わない。日本医師会事務局権限が必要な操作は、日本医師会または MAMIS 運営事務局へ相談・依頼をすることとする。なお、依頼は医師に成り代わって行われているものであり、当該医師へ操作結果が自動または操作者により、必要な範囲で伝達されることについて了承するものとする。

(2) 都道府県医師会事務局は、原則自医師会の事務局権限を使用し、会員管理を行う。但し、管下の郡市区等医師会との協議または業務委託契約書等の締結（以下、「取決め」という）により、管下の郡市区等医師会事務局権限を貸与された場合においては、当該医師会の事務局権限を用いることで、自医師会非加入の医師であっても、情報の閲覧や代理申請入力が可能となる。

- ① 都道府県医師会が非会員の医師の依頼のもと、代理申請入力を行う際は、貸与された事務局権限を用いる場合がある。
- ② 非会員の代理申請入力等を行う際に、当該非会員本人または所属施設等へ連絡等を行う際は、管下の郡市区等医師会との取り決めに則り、適切なタイミングで必要な情報の連絡を行うこととする。また、連絡結果については、適宜管下の郡市区等医師会に共有することを原則とする。
- ③ いずれの医師会にも未加入の非会員の場合、医師会事務局画面にて当該医師の検索が行えないため、代理申請入力が不可能である。このようなケースにおいては、医師本人が MAMIS にログインし、各種申請を行うよう依頼する。
- ④ 上記③のケースにおいて、医師の入力が困難な場合、MAMIS 運営事務局（コールセンター）へ入力支援の依頼を行うことが可能である。その場合は以下の情報の伝達が必須であり、併せて医師本人のログインの有無にかかわらず、ログイン ID・パスワードのリセットが伴う事、医師本人への新たな ID・パスワードの連絡を行うことを了承することとする。

- ・ 医籍登録番号 ： 必須
- ・ 氏名 ： 必須
- ・ 生年月日 ： 必須
- ・ 本人の同意 ： 必須

※医師への ID・PW 変更通知フォーマット

https://member-sys.info/cms/wp-content/uploads/2024/12/ID_PW_Correspondence.docx

(3) 郡市区等医師会へ都道府県医師会事務局権限を貸与することについては、都道府県医師会と当該郡市区等医師会との取り決めにより判断することとする。なお、都道府県医師会事務局権限を管下医師会に貸与する場合、同一階層（三層目）の他の郡市区等医師会会員情報の閲覧が可能となるため、関連する医師会には予め通知するとともに、了承を得ることが望ましい。

(4) 四層目の医師会がある場合においては、三層目の医師会も本項番と同様の考え方をもち、MAMIS を用いた会員管理業務を行うことが可能である。

5. 郡市区等医師会の MAMIS 利用権限について

(1) 日本医師会事務局権限の郡市区等医師会への貸与は行わない。日本医師会事務局権限が必要な操作は、都道府県医師会または日本医師会もしくは MAMIS 運営事務局へ相談・依頼をすることとする。

(2) 郡市区等医師会事務局は、原則自医師会の事務局権限を使用し会員管理を行う。

(3) 郡市区等医師会管下の会員が所属する施設が、当該施設に所属する郡市区等医師会会員情報の閲覧等を目的に、郡市区等医師会事務局権限の貸与を求める場合、以下の方策により対応することが望ましい。

- ① MAMIS 内の機能を用いて郡市区等医師会所属会員情報を CSV ファイル形式でダウンロードし、該当の施設に所属する医師の情報のみ提供する。
- ② 郡市区等医師会と所属施設との協議または業務委託契約書等の締結等取決めにより、郡市区等医師会事務局権限を貸与し、必要な範囲で情報の閲覧および代理申請入力等を行う。
- ③ なお、郡市区等医師会事務局権限を貸与された施設は、当該郡市区等医師会管下の会員情報の閲覧が可能となる。これらを踏まえ、②の方法をとる郡市区等医師会においては、予め管下の施設に周知・理解を求めることが望ましい。
- ④ 郡市区等医師会事務局権限を貸与された施設は、当該権限が不要となった場合には、速やかに権限の返却を行うこととする。
- ⑤ 郡市区等医師会事務局権限を貸与された施設は、施設内で当該権限を用いる職員の一切の責任を負うこととなる。職員へ権限貸与を行う際は必要な教育や取り決めに徹底することとする。
- ⑥ 非会員情報を用いて、当該非会員本人または所属施設へ連絡等を行う際は、郡市区等医師会との取り決めにより必要な連絡を行うこととする。また、連絡結果については、適宜郡市区等医師会と共有することを原則とする。
- ⑦ いずれの医師会にも未加入の非会員の場合、医師会事務局画面にて当該医師の検索が行えないため、代理申請入力が不可能である。このようなケースにおいては、医師本人が MAMIS にログインし、各種申請を行うよう依頼する。

- ⑧ 上記⑦のケースにおいて、医師の入力が困難な場合、MAMIS 運営事務局（コールセンター）へ入力支援の依頼を行うことが可能である。その場合は以下の情報の伝達が必須であり、併せて医師本人のログインの有無にかかわらず、ログインID・パスワードのリセットが伴う事、医師本人への新たなID・パスワードの連絡を行うことを了承することとする。

- ・医籍登録番号 : 必須
- ・氏名 : 必須
- ・生年月日 : 必須
- ・本人の同意 : 必須

6. 入会時の日付の考え方

MAMIS では日本医師会の定款の定めを柱に、従来の複写式用紙による入会の流れを忠実再現している。この入会届の機能について、MAMIS 操作マニュアル（異動届）でも大きく二つの指針で整理をしている。一つが医師会の異動（退会申請と入会申請）であり、もう一つが会員区分の変更（医師会の異動を伴わない変更）である。

① 郡市区等医師会・都道府県医師会・日本医師会への入会日の考え方

- ・日本医師会定款施行細則第2条の定めにおいて「本会への入会については、郡市区等医師会に入会し、都道府県医師会を経由して、本会に送付された入会申込書に記載してある入会年月日をもって、本会の入会年月日とする。」としている。

- ・MAMIS では、本人の入会届の際に「入会希望年月日」を記入する。なお、入会希望年月日はあくまで医師本人が希望する入会日であり、各々の医師会の取決めにより入会日は決定されるものである。

- ・本申請を受け、郡市区等医師会・都道府県医師会において予め決定された「入会日」をMAMIS で入力し、承認をもってMAMIS 上の入会承認は完了する。

- ・一部の地区医師会では、理事会承認日等をもって入会日とするため、入会希望日と入会日が異なるケースが存在する場合がある。（例：4月1日入会希望、理事会承認日が4月20日となる場合など）

- ・MAMIS 上、入会日などは後で変更・遡及することはできないため、厳密に設定すること。特に、日本医師会の入会日を4月1日に希望する場合、郡市区等医師会・都道府県医師会入会日も4月1日とする必要がある。

② 会費の発生と減免に関する整理

- ・会費徴収や減免申請は、「入会日」や入会日が属する「期」が事務処理の基準となるため、MAMIS 上に会員が入力する「入会希望日」と各々の医師会が入力する「入会日」に差がある場合は、不可避免的に不利益が生じるケースがある。

- ・現状では、MAMIS 導入前後にかかわらず、入会する医師会の取決めにより実施される手続（承認）によっては、入会希望日が日本医師会入会日とはならないことがある点について、理解をいただくことが必要と整理している。

③ 医師年金保険に関する考え方

- ・MAMISにおいて入会・異動等の届け出を郡市区等医師会・都道府県医師会を通じて日本医師会が処理をする際には、上記①の通り各医師会の定款の定めにより入会が行われる。その場合、会員がMAMIS上で入力した「入会希望日」と実際の「入会日」に差異が発生する。これら差異により会員に生じる不利益について以下の通り整理している。
- ・上記①のようなケースにおいては、現状日本医師会としては特段、中断や解約等の手続きは求めておらず、原則医師年金保険加入者に不利益は発生しない。
- ・医師会の異動「勤務先変更に伴う郡市区大学医師会が変わる場合等」においては、各々の医師会の理事会承認ならびにMAMIS上での承認までに時間が掛かることを踏まえた運用としている。
- ・なお、医師会の異動に伴う退会後、概ね1年程度を再入会の目安としており、MAMIS上の手続きも同様に実施頂く整理としている。

④ 医師賠償保険に関する考え方

- ・MAMISにおいて入会・異動等の届け出を郡市区等医師会・都道府県医師会を通じて日本医師会が処理をする際には、上記①の通り各医師会の定款の定めにより入会が行われる。その場合、会員がMAMIS上で指定してきた入会希望日と実際の入会日に差異が発生する。これら差異により会員に生じる不利益について以下の通り整理している。
- ・日本医師会医師賠償責任保険は、「日本医師会A会員が日本国内で行った医療行為によって患者に身体障害が発生し、日本医師会A会員である期間中に損害賠償請求がなされた場合を対象」としている。
- ・日本医師会入会日から適用となる。上記「①郡市区等医師会・都道府県医師会・日本医師会への入会日の考え方」に基づき、本人入会希望と各医師会入会日の違いによる保険対象期間の不利益がないよう設定することが望ましい。
- ・MAMISでの手続き上承認日が異なった場合であっても、正規の手続き上の遅延であれば、会員の不利益がないように対処される。なお、これらの詳細については日本医師会医賠責対策課に問合せ確認をすること。

7. 異動届の入力方法に関する運用例及び日付の考え方について

MAMISでは従来の複写式用紙による運用を一部変更し、医師会の異動時の手続きを一本化する機能を構築している。この異動機能について、「MAMIS 操作マニュアル（異動届）」でも大きく二つの指針で整理をしている。一つが医師会の異動（退会申請と入会申請）であり、もう一つが会員区分の変更（医師会の異動を伴わない変更）である。

https://member-sys.info/cms/wp-content/uploads/2024/12/MAMIS_manual_UserTransfer_20241213.pdf

- ① 所属医師会の異動を伴わない会員区分の変更を目的とした異動届や、所属施設の異動届については、MAMISの異動届機能を用いて退会・入会を発生させない処理を行うことを推奨す

る。詳細は MAMIS 情報共有サイトに掲載されている「MAMIS 操作マニュアル（異動届）」の P12 を参照。

- ② 医師会の異動を伴う異動届については、異動前後の情報を双方が把握することが難しいケースが多い。特に、都道府県をまたがる医師会の異動については、所属医師会を退会届、異動先医師会は入会届にて個別に処理をすることも可能である。適宜、取得した情報を元に可能な届出の作成をすることを推奨する。

・例 1：郡市区間のみの異動であり、異動前後の情報を把握している場合は MAMIS の異動届

・例 2：他の都道府県の医師会へ異動するが、異動先の郡市区等医師会の会員区分や入会日も不明の場合、自医師会を退会届で処理を行う。

- ③ MAMIS での異動届を提出する場合、特に医師会をまたがる場合の異動届出に記載する日付と医師会の承認日について例示を記載する。

・例：4 月 1 日に他の医師会に異動届を提出する場合

異動先医師会の入会日：2025 年 4 月 1 日（届出上の希望日）

異動元医師会の退会日：2025 年 3 月 31 日と入力しての承認を推奨

異動先医師会の入会日：2025 年 4 月 1 日と入力しての承認を推奨

※医師会の異動は、原則各医師会の規定を優先するものではあるが、期をまたがるような異動の場合、会費徴収にかかわることから上記例の日付とする方が、会費計算の観点からは整理し易い。

8.退会届の代理申請入力について

MAMIS 上で取扱う退会届についても従来の退会届の考え方と変わらない。MAMIS 上に医師会三層構造を忠実に再現し状態を可視化した結果、郡市区等医師会（地区医師会を含む）にて退会届を受付後、承認時に入力した退会日が、都道府県医師会、日本医師会の退会日となる。この退会届の機能について、「MAMIS 操作マニュアル（申請管理の退会確認と退会取消編）」でも整理をしている。特に会員が退会手続きを行わず所在不明となった場合、会員が死亡した場合の代理申請入力の考え方について記載する。

https://member-sys.info/cms/wp-content/uploads/2024/11/Manual_office_withdraw-Ver.1.0.pdf

- ① 所属会員が医師会の異動時または退会時に手続きを行わず、所在不明などにより連絡が困難となった場合であっても、従来の手続きと同様に、各々の医師会の取決めに則り、郡市区等医師

会、都道府県医師会のいずれかが代理申請入力にて「退会届（事由：その他：具体的な理由を記載）」を作成することが望ましい。

- ・ その際の真偽確認は、MAMIS 運用前と変わることはなく、これまでと同様の方法で知れた情報を元に行われるべきである。
- ・ 併せて、各々の医師会の取決めにより以前の勤務先等へ提出を求めている書類等についても同様の考え方である。

② 所属会員が死亡した場合、会員とそこご家族が MAMIS のマイページから退会届を行うことが困難であることから、郡市区等医師会、都道府県医師会のいずれかが代理申請入力にて「退会届（事由：死亡）」を作成することが望ましい。

- ・ その際の真偽確認は、MAMIS 運用前と変わることはなく、これまでと同様の方法で知れた情報を元に行われるべきである。
- ・ 併せて、各々の医師会の取決めにより提出を求めているご遺族からの書類等についても同様の考え方である。

9.未来日付での退会処理について

MAMIS 上で未来の退会届を入力する場合、現状の MAMIS の仕様では退会承認を行った時点で三層全ての会員数が、減算されるケースがあるため、早期の退会届処理には注意が必要である。

- ・ 例：2026 年 3 月 31 日退会者の承認を、2025 年 10 月 1 日に予め実施した場合、2025 年 12 月 1 日の会員数の初期値に当該会員数が減算される等の事象があり、これらを回避するには、在籍としたい期間中の未来日付の承認は避けた方が良い。

10.環境設定

MAMIS では医師会毎の定款の定めに応じ、入会条件や退会条件を系統的に制御する機能を設けている。特に、上記異動に伴う退会条件や、日本医師会までの三層全医師会に必ず入会とすることなどについては、環境設定機能を用いることで、設定が可能である。MAMIS 操作マニュアル（環境設定方法）参照。なお、環境設定の変更を行っても既に処理中の入会届等には反映しない。環境設定変更後以降に発生した入会届等が対象となる。

https://member-sys.info/cms/wp-content/uploads/2025/04/MAMIS_How_to_set_up_the_environment_ver.1.0.pdf

11. データの取扱い

- （１）会員の個人情報は日本医師会が定める個人情報保護方針に則り取り扱う。
- （２）MAMIS からダウンロードなどにより取得した会員情報等は、取得医師会事務局の責任において、適切に管理するほか、不要な場合は速やかに削除をすることを推奨する。

12. 操作教育・研修

(1) MAMIS の操作方法に関しては、MAMIS 情報共有サイトの公開情報から適切なマニュアルを取得し、確認する。

(2) マニュアル等で操作が不明な場合は、コールセンターまたは FAQ サイトを通じた問合せも可能である。

(3) 日本医師会への問合せに関しては下記の区分に則り問合せを行うことを推奨する。

- ① 会員情報：会員情報室
- ② 入会に関する取り決め：総務課
- ③ 会費・減免関連：経理課
- ④ 生涯教育制度・かかりつけ医機能報告制度：生涯教育課
- ⑤ 日医かかりつけ医機能研修：介護保険課
- ⑥ 認定産業医・認定健康スポーツ医：健康医療第一課
- ⑦ 医師賠償責任保険（特約保険を含む）：医賠償対策課
- ⑧ 医師年金：年金福祉課

13. トラブル対応と報告

会員情報の流出が発覚した場合、所属医師会会長等への速やかな報告の上、下記の情報を添えて、都道府県医師会、日本医師会への報告を強く推奨する。

- ① 流出日時
- ② 流出した情報内容：含まれる情報の詳細及び件数
- ③ 流出した経緯および発覚した経緯
- ④ 報告時点で実施済みまたは予定する措置

14. バージョン管理と改訂履歴

2025/10/17 | MAMIS 運用指針 1.0（初版）作成 | 日本医師会

付録

- MAMIS 情報共有サイト：<https://member-sys.info/>
- よくある質問（FAQ）：<https://member-sys.info/faq-ma/>

- MAMIS 利用規約 :

<https://member-sys.info/cms/wp-content/uploads/2024/12/MAMISriyoukiyakuver1.01.pdf>

- 権限貸与イメージ図

- MAMIS レター2025 年 10 月第 11 号参照

https://member-sys.info/cms/wp-content/uploads/2025/09/MAMIS_Letter_vol11_250924.pdf